

青森ねぶた祭検討特別委員会報告書  
～ 青森ねぶた祭の方向性～

平成 19年 10月

青森ねぶた祭検討特別委員会

## 目 次

はじめに .....	1
青森ねぶた祭検討特別委員会の検討項目 .....	2
青森ねぶた祭検討特別委員会の開催 .....	5
青森ねぶた祭検討特別検討委員会の内容 .....	9
《現状・主なる意見・対策と方向性》	
添付資料 青森ねぶた祭保存会規約案 .....	36
添付資料 青森ねぶた祭実行委員会会則案 .....	43
添付資料 青森ねぶた祭奨励実施要綱案 .....	49

## はじめに

「日本の火祭り」として全国に知られる「青森ねぶた祭」は、昭和55年に重要無形民俗文化財の指定を受け、発展の途を歩み、わが国の代表的な夏祭りとして揺ぎ無い位置を確保している状況は誠に喜ばしい限りであります。

このように全国に誇る「青森ねぶた祭」にも、まだまだ課題や問題点が多く、現在でも解決に向け、施策立案を重ね、関係者一丸となり対策に努力しているところであります。

「青森ねぶた祭」は常に時代の流れとともに変化しており、これからもさらに変化、発展するでありましょうが、大事なことはその時代に合った「祭」に育てていくことであり、そのことが我々に課された大きな役割と認識しております。

最近、各地域を代表する「祭」が急速に社会的認知度を高めています。特に国内では札幌市の「YOSAKOI ソーラン祭り」、県内では「五所川原立佞武多」の躍進ぶりには目を見張るものがあります。「祭」について言えば、正に都市間競争に突入したといっても過言ではありません。それらのことも見据え、しっかりとした対策を行わなければなりません。

我が「青森ねぶた祭」も将来に向け、文字通り青森市が誇れる「祭」の構築を目指したいと考えております。

「青森ねぶた祭」を本当の意味で正しい方向に発展させ、いつまでも市民が自信と誇りを持ち、観光客が感動する祭りでありたいと願ってやみません。

この為、今般「祭」が抱える諸問題を整理するとともに、将来への方向性を示そうと考え、青森ねぶた祭検討特別委員会を設け検討いたしました。この委員会は、「国指定重要無形民俗文化財『青森ねぶた』の保存伝承と継続的な発展を目指し、今後の『青森ねぶた祭』の在り方や推進組織の在り方等について検証並びに検討すること」が目的です。

委員各位におかれましては、一昨年7月から本年7月まで2年余りの長期に亘りご多忙のなか、献身的にご協力、ご討議いただき、祭りの方向性を取りまとめることが出来ました。

このような成果を得ましたことについて、心より敬意を表するものであり、改めて感謝申し上げます。

今後とも、節目節目に検討を重ね、その都度方向性を示しながら「青森ねぶた祭」の発展に力を尽くす所存であります。

関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いする次第です。

社団法人 青森観光コンベンション協会 会長  
青森ねぶた祭実行委員会 実行委員長  
青森ねぶた祭特別検討委員会 委員長

蝦名 文昭

# 青森ねぶた祭検討特別委員会検討項目

## 1. ねぶた運行について

市民が楽しくねぶた祭に参加できる最善の方法を検討する。また、観光客との共存についても併せて検討する。

### a. 運行コース・運行方法・運行時間について

留意点	交通規制	特に国道については規制が厳しい
	ねぶた規格	感知器等障害物が多い
	大型ねぶた	全団体が一周できるか
	子供ねぶた	今後の受け入れ方針
	ハネト	参加しやすい時間帯は
	ラッセランド	ラッセランドから運行コースへの移動
	カラス族	現場の対応
	観覧席	予算の確保
	観光客	観覧者及びハネト参加

### b. まつり健全化対策について

留意点	カラス対策	現場の対応、祭り健全化の進め方
	ハネトのあり方	衣装、跳ね方、ホイッスルなど
	啓蒙活動	広報、教育など

## 2. ねぶた保存会のあり方・実行委員会のあり方について

保存会及び実行委員会の役割を明確化し、それぞれの組織の活性化を図る。

### a. 保存会の役割

留意点	メンバー構成	保存会メンバーとして適任者は誰か
	祭りのあり方	10年スパンで祭りのあり方を提示
	運行体形	保存会規定あり
	囃子方	保存会規定あり
	ハネト	保存会規定あり
	奨励機能	項目3で検討
	団体振興	大型ねぶた奨励のあり方
	地域振興	地域ねぶた助成のあり方
	後継者育成	制作、囃子など
	審査	審査制度のあり方
	表彰	表彰制度のあり方
	アーカイブ機能	資料収集及び記録
	事務局のあり方	現在の事務局は青森観光コンベンション協会

### b. 実行委員会の役割

留意点	委員会の構成	総務委員会をはじめ5委員会で構成
	総務委員会	予算、広報、ラッセランド関係
	奨励委員会	奨励、審査、後継者育成
	運行委員会	運行管理
	渉外委員会	観覧席、トイレ、清掃、観光案内
	海上運行委員会	海上運行、花火大会との連携
	メンバー構成	構成員として適任者は誰か
	関係団体との役割分担	関係団体との役割分担が明確にされていない
	予算の確保	観覧席収入に頼った厳しい予算である
	事務局のあり方	現在の事務局は青森観光コンベンション協会

### 3. 奨励機能について

留意点	団体振興	大型ねぶた奨励のあり方
	地域振興	地域ねぶた助成のあり方
	後継者育成	制作、囃子など
	審査	審査制度のあり方
	表彰	表彰制度のあり方

### 4. 市民並びに観光客の受入対応について（観覧席収入で祭予算が成り立っている）

留意点	市民の観覧場所	市民が観覧する場所が無いといわれる
	観覧席設置	事業所とのトラブルがある
	トイレ	不足している
	清掃	経費負担大きい
	駐車場	不足している

### 5. まつりの賑わいづくりについて

留意点	まつり期間	
	市民参加	
	市民フォーラム	

### 6. ねぶたミュージアムについて

（ 青森市で計画している文化観光交流施設を指す。以下すべて同じ。 ）

留意点	期待する機能	
-----	--------	--

### 7. その他

留意点	ねぶた特区	
	ラッセランドについて	
	花火大会・海上運行	

# 青森ねぶた祭検討特別委員会の開催

## 《検討特別委員会》

メンバー

(H17.7)

委員長	蝦名 文昭	(社)青森観光コンベンション協会会長
副委員長	佐藤 健一	青森市助役
委員	武田 隆一	青森商工会議所副会頭
	對馬 忠雄	(社)青森観光コンベンション協会副会長
	若井 敬一郎	(社)青森観光コンベンション協会理事
	勝又 貞治	青森ねぶた運行団体協議会会長
	千葉 作龍	青森ねぶた運行団体協議会制作委員長
	柳谷 秀康	青森ねぶた運行団体協議会囃子委員長
	太田 誠	青森ねぶた囃子連合会会長
	奈良 秀則	青森商工会議所観光文化委員長
	澤田 繁親	作家・ねぶた研究家
	采田 正之	(株)東奥日報社社会部長
おザハ-事務局	櫛引 淳治	青森ねぶた運行団体協議会事務局長
		(社)青森観光コンベンション協会
		青森市経済部観光課
		青森商工会議所

会議

### 第1回検討特別委員会

日時 平成17年7月21日(木) 13時30分~16時00分  
場所 ラ・プラス青い森  
内容 検討項目・スケジュールについて

### 第2回検討特別委員会

日時 平成17年8月26日(金) 13時30分~16時00分  
場所 青森県商工会館 2F 会議室  
内容 運行コース・運行方法・運行時間について

### 第3回検討特別委員会

日時 平成17年9月16日(金) 10時00分~12時30分  
場所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール  
内容 運行コース・運行方法・運行時間・まつり健全化対策について

### 第4回青検討特別委員会

日時 平成17年10月5日(水) 14時00分~16時00分  
場所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール  
内容 運行コース・運行方法・運行時間・まつり健全化対策について

第5回検討特別委員会

日 時 平成17年11月4日(金) 13時30分~15時15分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・クリスタル  
内 容 ねぶたミュージアムについて

第6回検討特別委員会

日 時 平成17年12月12日(月) 13時30分~15時00分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール  
内 容 まつり健全化対策について

第7回検討特別委員会

日 時 平成18年2月22日(水) 15時00分~17時00分  
場 所 青森県商工会館 2F 会議室  
内 容 保存会、実行委員会のあり方について

第8回検討特別委員会

日 時 平成18年3月23日(木) 15時00分~16時45分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル  
内 容 保存会、実行委員会のあり方について

第9回検討特別委員会

日 時 平成18年5月9日(木) 15時00分~16時40分  
場 所 ラ・プラス青い森 3F プリムラ  
内 容 保存会のあり方について

第10回検討特別委員会

日 時 平成18年6月22日(木) 13時30分~15時40分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール  
内 容 保存会、実行委員会のあり方について

第11回検討特別委員会

日 時 平成18年11月2日(木) 10時00分~12時15分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル  
内 容 奨励機能について

第12回検討特別委員会

日 時 平成18年12月2日(土) 10時00分~12時30分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル  
内 容 奨励機能について

第13回検討特別委員会

日 時 平成18年12月27日(水) 15時30分~17時25分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル  
内 容 後継者育成について

第14回検討特別委員会

日 時 平成19年2月1日(木) 12時45分~14時50分  
場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル  
内 容 委員会のまとめ(中間報告)について



第15回検討特別委員会

日 時 平成19年2月26日(月) 15時00分~16時40分

場 所 青森県商工会館 2F 会議室

内 容 制作者の表彰・市民観光客の受け入れについて

第16回検討特別委員会

日 時 平成19年4月4日(水) 13時30分~15時15分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール

内 容 祭りの賑わいづくり・ラッセランド・ねぶた特区・青森花火大会・海上運行について

第17回検討特別委員会

日 時 平成19年7月18日(木) 10時30分~11時30分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル

内 容 保存伝承基準・中間報告以降のまとめについて

第18回検討特別委員会

日 時 平成19年10月18日(木) 17時00分~18時00分

場 所 なみうち 2F ぼたん

内 容 委員会報告書について

**《保存会・実行委員会の検討ワーキング》**

メンバー

座 長 對馬忠雄

委 員 千葉作龍、柳谷秀康、澤田繁親、櫛引淳治

会議

第1回ワーキング

日 時 平成18年4月14日(金) 13時30分~16時05分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・クリスタル

第2回ワーキング

日 時 平成18年4月20日(木) 13時30分~16時10分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・クリスタル

第3回ワーキング

日 時 平成18年5月22日(月) 13時00分~15時05分

場 所 ラ・プラス青い森 3F カトレア

第4回ワーキング

日 時 平成18年6月12日(月) 13時30分~15時40分

場 所 ラ・プラス青い森 3F カトレア

## 《奨励検討ワーキング》

メンバー

座 長 對馬忠雄

委 員 若井敬一郎、千葉作龍、柳谷秀康、奈良秀則、澤田繁親、櫛引淳治

会議

### 第1回ワーキング

日 時 平成18年8月24日(木) 13時30分～15時35分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ラ・メール

### 第2回ワーキング

日 時 平成18年9月14日(木) 13時30分～15時55分

場 所 アップルパレス青森 2F マリアージュ

### 第3回ワーキング

日 時 平成18年9月29日(金) 10時00分～13時00分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・シエル

### 第4回ワーキング

日 時 平成18年10月6日(金) 16時00分～18時05分

場 所 アップルパレス青森 2F 錦の間

### 第5回ワーキング

日 時 平成18年10月23日(月) 15時00分～17時00分

場 所 ラ・プラス青い森 4F ル・クリスタル

## 《保存伝承基準ワーキング》

メンバー

座 長 對馬忠雄

委 員 若井敬一郎、千葉作龍、柳谷秀康、櫛引淳治

会議

日 時 平成19年7月3日(金) 15時00分～17時00分

場 所 ラ・プラス青い森 3F カトレア

## 青森ねぶた祭検討特別検討委員会の内容

### 《現状・主なる意見・対策と方向性》

添付資料 青森ねぶた祭保存会規約案

添付資料 青森ねぶた祭実行委員会会則案

添付資料 青森ねぶた祭審査実施要綱案

# 【1】運行コース・運行方法・運行時間について

## 1) 運行コース

<p>現 状</p>	<p>国道・新町・本町通りの約3.1kmを一周している 感知器等の障害物が多い</p> <p>観光物産館 アスパム</p> <p>青い海公園 ねぶたラッセランド</p> <p>あおしん ビル</p> <p>7日先頭出発地点</p> <p>JR青森駅</p> <p>アスパム通り</p> <p>新町通り</p> <p>協働社</p> <p>柳町通り</p> <p>旧税務署通り</p> <p>平和公園通り</p> <p>青森県庁</p> <p>ファミリーマート</p> <p>市役所</p> <p>NTT</p> <p>国道7号</p> <p>国道4号</p> <p>印...ねぶた 矢印...進行方向</p>
<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現コース以外の通りでは電線等の整備ができていない。</li> <li>・ 現コースは官公庁や大きな事業所が多く、観覧席の設置が容易に出来る。</li> <li>・ 団体としては回転したり自由に運行でき、ねぶたの魅力を最大限に発揮できる国道を運行したい。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道・新町・本町通りの約3.1kmを運行コースとする</li> <li>・ 運行がスムーズに出来るよう信号機、感知器、道路標識等の整備を要望していく</li> </ul>

## 2) 運行方法

現 状	<p>平成13年度よりカラス対策のため「一斉スタート・一斉解散方式」に変更した</p> <p>5日・6日は一周できないことがある</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に「吹き流し方式」を再現すべきだ。</li> <li>・ 一定区域での自由運行を再現させたい。</li> <li>・ 帰路である浜町通りを進行囃子などの演奏で盛り上げ、祭りの余韻を楽しんではどうか。</li> <li>・ 「吹き流し方式」はハネトが最後の方のねぶたに集中する傾向があるし、逆流も多いが、今の方式はハネトが分散されているので良い。</li> <li>・ 「吹き流し方式」では場所によって1時間以上経たないと見れない場所もあったが、今の方式ではスタートと同時に見ることができる。</li> <li>・ 「吹き流し方式」に戻すと以前のように後ろの5台に跳人が集中し、カラス族も元に戻る可能性が大きい。</li> <li>・ カラスも最初は4、5人のグループだが途中はじかれて最後にたまる。今「吹き流し方式」に戻せばカラスは途中のねぶたに入らず最初から後ろにたまると思う。これが集団になれば大変なパワーになり集団心理でいろんな事をやるので、当分は「一斉スタート・一斉解散方式」で運行しなければダメだろう。</li> <li>・ カラスハネトは減少したものの、まだまだ粗暴ハネトがいるので「一斉スタート・一斉解散方式」を継続すべきだ。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行方法は当面「一斉スタート・一斉解散方式」とする</li> <li>・ 将来的に再度「吹き流し方式」を検討していく</li> <li>・ 終了後の帰路のコースの有効活用を検討していく</li> <li>・ 市制100周年のような自由運行を検討していく</li> </ul>

### 3) 運行時間

<p>現 状</p>	<p>平成17年度</p> <p>18:50 スタート</p> <p>20:40 終了</p> <p>21:00 国道開放</p> <p>平成18年度から20分繰り下げた</p> <p>19:10 スタート</p> <p>21:00 終了</p> <p>21:20 国道開放</p>
<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の運行方法であと15分～20分時間延長すると一周できる可能性が高まる。午後9時国道開放を午後9時30分にしてもらいたい。</li> <li>・ 家族や友人と参加又は見物する場合でも、スタート時間が早すぎて仕事が終わってからでは間に合わない。</li> <li>・ ねぶた関係者も仕事を終え集合し準備するにはもう少し遅い時間が望ましい。</li> <li>・ 現在の午後6時50分スタートはまだ明るいのでねぶたが映えない。</li> <li>・ 警察は署員を他管区から動員しているので時間を繰り下げると拘束時間も長くなり、帰す時間も遅れる。他にボランティアの撤収時間も遅れ、ガードマンの雇用時間が長くなるという問題がある。</li> <li>・ 警察としても遅い時間帯の規制はラッシュアワーをずらすことが出来るので良い面もある。</li> <li>・ 「吹き流し方式」の時は国道規制時間は午後7時から午後9時までだったがカラス問題が出た途端に警察からは午後6時スタートといわれた。カラス対策で早く祭りを終了することが目的であったが、今の時間帯でもカラスは出てくる。よってカラス問題はあるが午後7時30分スタートの午後10時終了と祭り時間を設定する。そしてカラス問題が出てきたときの対応策を決めておけば自ずと規制時間は決まってくるのではないか。</li> <li>・ 2日～4日はスムーズに運行し一周しているが、5日・6日はハネトも増えて一周出来ないの、5日・6日の2日間だけでも時間延長する事はどうか。</li> <li>・ 青少年対策の視点から9時終了が望ましいとの意見もある。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆとりあるねぶた運行とするため、運行時間を15分～20分延長することを要望していく</li> </ul>

#### 4) ねぶたの大きさ、寸法（規格）

現 状	<p>幅 9 m</p> <p>奥行き 7 m</p> <p>高さ 5 m を基準とする</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行コース内の信号機、感知器、看板等を実測した結果、両サイド1 mは5 m以内にして、四角い造りはダメにする。これであれば運行の技術でカバー出来るので高さ5 m 4 0 cmを認めて欲しい。</li> <li>・ 5 m 4 0 c mの根拠は信号機、感知器、ベイブリッジ下をくぐる場合を考えるとこの高さが限界である。</li> <li>・ 運行の技術の善し悪しで5 mでも4 m 5 0 cmでもぶつけて壊すことがある。</li> <li>・ 完成してから改善命令を出されても困るので、骨組みの段階で実測し事前に勧告した方がよい。</li> <li>・ 今は通過できる寸法ということで議論している。ねぶたの大きさが将来的にこのままでいいのかという議論も必要ではないか。</li> <li>・ 高さ5 m 4 0 c m程度までは現在の制作方法で対応ができる。それを越えると対応を新たに考え直さなければならないが、将来的には6 mを目指したい。</li> <li>・ 公平をきすために大きさの規制は必要である。</li> <li>・ 旧水産会館のところは左右の樹木、電柱が相対して通り抜けに非常に技量がいる。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅9 m、奥行き7 m、高さ5 mを基準とする</li> <li>・ ねぶたの規格検査を行う</li> <li>・ ねぶたの大型化に対応できるよう信号機、感知器、道路標識等の整備を要望していく</li> </ul>

## 【 2 】 まつり健全化対策について

<p>現 状</p>	<p>事前対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 市民へ県・市条例の理解、祭りへの協力を求める</li> <li>2 ) メディアを通じて祭り健全化啓蒙、啓発活動を実施</li> <li>3 ) 運行関係者・囃子方・ハネト衣装の徹底</li> <li>4 ) 正装ハネトの普及及び参加ルールの周知徹底</li> </ol> <p>運行時の対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) ねぶた運行係員の強化</li> <li>2 ) 警察・警備員・支援隊・ボランティアの作業内容の役割、連携の強化</li> <li>3 ) 円滑な運行方法の検討</li> </ol>
<p>主なる意見 (かみ補)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス対策は押さえ込みに成功したが、根本的な解決策ではないということは皆わかっている。背景として、ねぶたを支える市民、それから地域との関係、位置が我々とずれてきたのか、または時代と共に変わってしまったのかを考えたい。</li> <li>・ 港町では、子供たちに指導して囃子も紙貼りも全部やらせている。自分たちのねぶただという話しをして今のところうまくいっている。後継者育成で囃子を教えた子供たちはカラスになっていない。</li> <li>・ ガードマンや監視カメラは継続していかなくてはならない。団体からの支援隊は効果があるので継続して欲しいが、1団体から4名という現状は団体によっては非常に厳しいのであり方を考えなければならない。企業にお願いしているボランティアも強制状態である。</li> <li>・ 祭への危機感は団体と市民の間に温度差がある。</li> <li>・ カラスハネトは衣装で把握できるので、警察・ボランティア・支援隊が暴れる前に押さええている状態で、これに労力を多大に取られている。</li> <li>・ キー局の昔の映像を使用した過剰なカラスハネト報道には、地元テレビ局を通じて事前に申し入れをするべきだ。</li> <li>・ 過剰報道に対してキー局に直接抗議することも必要だ。</li> </ul>
<p>主なる意見 (ハネトルール)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いつも最後には運行団体にカラス対策をやれというが、実行委員会で覚悟を持って「ハネトはどうあるべきか。一般参加は認めるのか認めないのか」といった踏み込んだ議論が必要ではないか。</li> <li>・ ハネトのあり方はこうだという、参加する際のルールを決め、理解を促し、一人一人が「祭」を構成するメンバーだと言う共通認識を持って貰わないと解決にならない。</li> <li>・ 運行団体は「ねぶた大賞」、「運行・跳人賞」を目指し、制作者は「最優秀制作者賞」を、囃子方は「囃子賞」をそれぞれ目指すという目的があるがハネトは目指す賞が何も無い。</li> <li>・ 花笠はいつから正装になったのか。花笠に代わるものを考えたかどうか。</li> </ul>



<p>主なる意見 (ハネトルール)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 跳ね方の基本ルールと言っても基本とは何だかわからない。基本ルールの共通認識が必要だ。</li> <li>・ 保存会としてハネトに対してどう取り組むのか決まっていない。</li> <li>・ ねぶたが出発する前に、誰かがわかりやすくアナウンスして跳ね方の基本ルールを教えても良いのではないか。</li> <li>・ 小学生に由来や跳ね方を教えていないので、学校のカリキュラムに盛り込むようお願いできないか。</li> <li>・ 教育委員会に呼びかけているが、学校によって差がある。活発なところはねぶた集会有って、学校の他に地域ねぶたに参加したりしている。</li> <li>・ 幼稚園や小学校の時から体で感じてもらわない限り難しい。学校教育も含めて働きかけが必要だ。</li> <li>・ ハネトは誰でも何処にでも入れる自由参加なのか、それとも運行団体の指示に従ってもらい、従わない人は排除ということなのか。</li> <li>・ 参加ルールの中でハネトも祭りを構成する1メンバーとしての共通認識を持つということを今の若者に理解されるようPRすべき。</li> </ul>
<p>主なる意見 (ダラダラ歩き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ だらだらハネトを見ている観覧者は「これがねぶたなのか」と悪いイメージを持ってしまう。テレビの報道番組では思いっきり跳ねている姿をアップにした映像を流しているの、これを期待して来る人が多いらしい。</li> <li>・ 「元気な若者向けの跳ね方」、「中高齢者向けの疲れしない跳ね方」などのビデオを作り関係方面に配布し啓蒙に努めたらどうか。</li> <li>・ 30年位前に観光協会の理事で名畑さんが中心となって疲れしない跳ね方を作ったことがある。ビデオを作っても面白いかもしれない。</li> <li>・ 15分から20分のビデオに、ねぶた制作の苦労とか、名畑さんの疲れしない跳ね方とか囃子とか入ったものを、学校の特別授業や総合学習の時に見せる教材を作ってはどうか。</li> <li>・ ハネトを元気づけるために、ハネトの中に太鼓を2台だけ入れてやっている団体があった。ハネトも音が聞こえて好評だったようだ。囃子方も増えているし分割してこのようにしていけば、ダラダラ歩きも少なくなり進行も早まると思う。</li> <li>・ ハネト本人はダラダラ歩きしても全く困らない。この状況を変えていくような、望むべき跳ね方を奨励していくべきだ。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まつり健全化対策を継続していく</li> <li>・ ハネトのあり方や参加の基本ルールを定め、啓蒙活動に努める</li> <li>・ 継続して跳ねることが出来る疲れしない跳ね方を研究し、ビデオ等を作り啓蒙に努める</li> </ul>

### 【 3 】 保存会の役割

現 状	<p>1) 組織として活動していない</p> <p>2) 名人位の基準がない</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存会の現状は休眠状態。運行ルールの統一基準が各団体・市民に認識されていない。項目、考え方を整理し、実行委員会との関係、位置づけ、奨励との役割分担が課題である。</li> <li>・ 保存会は重要無形民俗文化財を歴史的につないでいく役割で大所高所から見るお目付役の存在で良い。</li> <li>・ 保存会のご意見番のような存在で普段は実行委員会に少し自由な裁量を与えておくのが大事。保存会は1年に1回か2回問題があったときだけの開催でよい。実行委員会が道から外れたり世間や関係者からおかしいと言われだしたら保存会が招集されるスタイルがよいのではないか。</li> <li>・ 保存会の役割は、当面の教科書をつくり、その後は年1回その見直しや問題点の議論をする組織で良いのではないか。</li> <li>・ 保存会でねぶた基本法（基準・憲法・教科書）を制定し、それに基づき時代によって変化するねぶたの方向性が基本法から外れていないか毎年確認する。</li> <li>・ 単年度で解決出来ない事項や長期的なビジョン、方向性をチェックする機能を最初から役割として定義付する。</li> <li>・ 離子、制作、運行の他に精神性・ねぶたのあり方が必要。保存とは過去のひな形を変えないのではなく、ねぶたの魂を保存するという考え方が良い。</li> <li>・ 規約にある常設3部会は必要なのか。必要に応じて部会（又は特別委員会）を設けることが出来る規程を定めるだけで良い。</li> <li>・ 保存会の中に部会を設けると実行委員会とダブる。保存会あくまでも保存伝承の問題点を実行委員会に考えるように指導する立場が良い。</li> <li>・ 保存会のメンバーは実行委員でも活躍してる人が望ましい。そうしないと理論的だけで現実と違ってしまうと困る。保存会は専門家、それを跡継ぎに伝承してくずさないようにしていく。</li> <li>・ 竹が針金になったときゴツゴツしていたねぶたがまるやかになってしまった。その時議論はなかった。ところが保存会で竹が望ましいと書けば大変なことになってしまう。理想論だけだと大変なので、現役でねぶたを熟知している人がメンバーになるべき。時代によって変わることも認めなければならない。</li> <li>・ 専門家が保存会に入ると公平な立場にならない。また、専門家が1人はいるとその人の意見になってしまう危険性がある。</li> <li>・ 過去の事がわかっていてねぶたを心から愛している人が望ましい。</li> <li>・ 基準からはみ出したり、おかしいと思われることをチェックして止められる人(権威のある人)が良いのではないか。</li> <li>・ あて職ではなく知識と良識を持ち合わせている人が望ましい。</li> </ul>

<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青森ねぶた祭の保存伝承の基準はあるのか。</li> <li>・ 運行の統一基準が各団体、市民に認識されていない。</li> <li>・ 保存会指定文書に木や竹などの骨組み、担ぎねぶたなど祭り全体の内容については記されている。</li> <li>・ 重要無形民俗文化財として指定を受けた条件や基準があいまいだ。</li> <li>・ 囃子についての最低の基準を保存会が持つておくべき。</li> <li>・ 制作者の基準が無いので今は自己申告状態。制作委員会は大型ねぶたを作成している者のみで構成している。ねぶた製作育成会には大型を作成していなくても入会できるが現状は休止状態である。</li> <li>・ 囃子、制作者は特定されているが、ハネトだと不特定多数。ハネトは自由であるべき。</li> <li>・ 運行の基準も必要(吹き流し運行、一斉スタート運行、自由運行)</li> <li>・ 絶対変えてはならないものはねぶたの精神性。規程づけると発想の自由が奪われる。ねぶた制作の定義として、「灯籠であり」「中に明かりが灯り」「その上に紙を貼り」「色を塗る」ということがある。        一方、やってはいけないこととして、「外から光を照らす」「ピカピカ点滅させる」「機械で動かす技法」等が常識化している。これ以外は全く自由。あまり決めすぎると自由奔放な精神性が奪われてしまう。</li> <li>・ 保存伝承の基準はそれぞれの専門分野を中心に大枠を別紙にて定めておく。規約に明記する必要はない。例えば囃子は主旋律を、ハネトの跳ね方は自由などとしておく。</li> <li>・ 名人位の基準を明確にするべき。</li> <li>・ 名人位だと制作者に限るので制作者に限らず、祭りの保存・伝承に特別功労のあった者を顕彰する。</li> <li>・ ねぶた遠征に関するチェックも必要。制作者・囃子団体のローテーションや目的や運行方法をチェックして遠征して良いか判断する組織が必要。文化財でもあるし、事前に申請すべき。現在、観光コンベンション協会が受けて協議会へ伝えるという既成のラインがある。遠征に関しての一定の基準、認識は大事なことである。</li> <li>・ 「ラッセラー・ラッセラー」を「ラッセ・ラッセ」と同様に保存伝承基準とするのであれば、見解が必要ではないか。</li> <li>・ 手振り鉦同様市民に認知されているので見解は不要ではないか。</li> <li>・ ガガシコは運行団体関係者の協力を得ながら奨励していく。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存会の「責務」と「保存伝承の基準項目」を定め、保存会規約改正案を作成した《添付資料》</li> <li>・ 出来るだけ早くメンバーを決め、保存会を立ち上げる</li> <li>・ 顕彰(名人位等)の基準については、委員会の意見を参考にし、保存会で協議する</li> </ul>

## 【 4 】 実行委員会の役割

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 総務委員会</li> <li>2 ) 奨励委員会</li> <li>3 ) 運行委員会</li> <li>4 ) 渉外委員会</li> <li>5 ) 海上運行委員会</li> </ul>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行委員会は保存会から示されたねぶたのあり方を踏まえ、毎年のねぶた祭を運営する組織である。</li> <li>・ 実行委員はあて職だから高齢化しない。運行委員等がボランティアなので高齢化が進んでいるようだ。</li> <li>・ ねぶた祭の運営方法、方向性や今後のあり方を考える組織が実行委員会や保存会にあるべきではないか。</li> <li>・ 保存会と実行委員会の位置づけ、奨励委員会との役割分担が明確でない。</li> <li>・ 運行団体協議会、制作委員会、ねぶた製作育成会との関係はどうなるのか。</li> <li>・ 制作者は実行委員会に所属していない。後継者問題もあやふや。後継者問題を考えるなら直結した組織が必要。</li> <li>・ 今ある組織から無駄なものを省き、すべて解散し一本化すればよい。</li> <li>・ 新規ねぶたの参加については実行委員会で決めるべき。</li> <li>・ 「奨励委員会」は後継者育成と審査関係の重要な事項を担っているので「伝承育成委員会」と「審査委員会」に分けてはどうか。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行委員会・各委員会の役割、構成メンバーの方向性を定め会則の改定案を作成した。《添付資料 》</li> <li>・ 「奨励委員会」を「伝承育成委員会」と「審査委員会」に分ける</li> </ul>

## 【 5 】 奨励機能について

### 1) 審査員

#### 審査員の構成

現 状	<p>奨励委員 主催団体、報道機関、学識者など20名以内</p> <p>一般審査員 文化団体などからの推薦者10名以内</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねぶたの見方の分かる人、地元のねぶたに造詣が深い人がよい。</li> <li>・ 現在、芸術関係者が少ないので、芸術的に評価出来る人を増やす。</li> <li>・ 報道関係者は芸術に触れる機会も多いし、市民の声を聞く機会も多い。</li> <li>・ 委員はあて職の者もいるが、真摯に受け止め勉強している。</li> <li>・ 異動があっても見識があれば継続して欲しいので、役職にこだわらない人選をするべき。</li> <li>・ 広く市民の声を拾えないか。</li> <li>・ 市民300名での一次審査はどうかという意見があったが300名の選出が難しい。</li> <li>・ 青森市民から一般公募で無作為に選出できないか。</li> <li>・ 一般審査員の任期は、祭期間のみとする。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査委員 芸術関係者を増やし、25名内とする</li> <li>・ 一般審査員 現在の推薦枠10名に、一般公募枠10名を加え20名以内とする。一般公募は20歳以上の青森市民を基準とし、無作為に選出する</li> <li>・ 審査実施要綱改正案を作成した《添付資料 》</li> </ul>

### 選任方法

現 状	<p>構成：祭主催団体、報道機関、学識者など、ねぶたに精通した有識者</p> <p>選任： 委員長は、青森ねぶた祭実行委員会委員長が指名する。 副委員長、委員は、奨励委員長が指名し、実行委員会の承認を得る。</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員が奨励委員長の指名だと、委員長色の強い委員会になってしまうのではないか。メンバー全員実行委員長の指名ではどうか。</li> <li>・ 指名委員会みたいなのがあってもいいのではないか。</li> <li>・ 最後は実行委員会の承認を得るので現状通りで良いのではないか。</li> </ul>
対 策 方向性	<p>構成：祭主催団体、報道機関、有識者の中で、ねぶた又は芸術に造詣の深い者</p> <p>選任： 委員長は、青森ねぶた祭実行委員会委員長が指名し、実行委員会の承認を得る。  副委員長、委員は、審査委員長が推薦し、実行委員会の承認を得る。</p>

### 審査範囲

現 状	1人で3部門（ねぶた・運行跳人・囃子）を審査している
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査員を分けることにより細部まで審査可能となる。</li> <li>・ 3部門関連があるので現状通り1人で3部門審査した方が良い。</li> </ul>
対策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きめ細かい審査のため、3部門毎に審査員を分けることも一考すべき</li> </ul>

## 2) 審査方法

### 審査日

現 状	<p>奨励委員は2～5日</p> <p>6日・7日は運行跳入のみ審査</p> <p>一般審査員は2日・3日</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般審査員は現状の2日・3日の審査だけだと不十分。必要に応じて4日・5日も自由観覧し、5日のねぶた終了後に採点表を提出してもらおう。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般審査員の審査日を2日～5日までの4日間とする</li> </ul>

### 評価のポイント

現 状	<p>大まかな評価項目しかなかったので、統一した認識、見方をするために作成した評価のポイントを平成17年度から使用している。</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価のポイントを一つ一つ採点するのではなく、総合的に評価している。</li> <li>平成16年までは大まかな評価項目しかなかった。ある程度統一した認識、見方をするために作成した。</li> <li>ねぶたはある程度自由な発想が必要。大まかな方が良かった。</li> <li>評価ポイントに帰属性のないバケットが入っているのはおかしい。</li> <li>評価のポイントは細かくしない方が良い。良いねぶたを見たり、良い囃子を聞いたりしたときに考えると基準がわかる。</li> <li>団体がハネトを統制できないのであれば、評価ポイントからハネトの項目を外すべきだ。</li> <li>内容に矛盾な点が生じている。運行部分を中心とした全体的な見直しが必要ではないか。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価ポイントの見直しを検討してもらおう</li> </ul>

減点基準

現 状	公式な減点基準はないが、平成18年度に著しく運行に支障をきたした団体があり、急遽減点をした事例がある。
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在1周するための運行ルールがあるが、違反している団体がある。</li> <li>・ 2日～5日の違反は今年度、6日、7日の違反は来年度の運行点数を減点としてはどうか。</li> <li>・ 明確な運行基準と減点基準が必要だ。</li> <li>・ 減点だけだと抑止力にならない。ルール違反は失格・運行停止・審査対象外・減点・注意と段階が必要だ。</li> <li>・ 「吹き流し方式」のときは各団体が特徴をもって運行できたが、今はねぶたを一周するための取り決めを守るべきだ。</li> <li>・ 運行ルールを破った者には減点してほしい。</li> <li>・ 減点対象が何かはっきりさせる（隊列の長さ・他の祭りの参入・統制が取れていないなど）</li> <li>・ ルール違反は基本的に退場である。罰則規定は厳しくすべき。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な運行ルールを設け、ルール違反団体にはペナルティを科す</li> <li>・ ルール違反には失格・運行停止・審査対象外・減点・注意などランクをつける</li> <li>・ 減点基準は審査委員会にて決める</li> </ul>



### 年功加算点

現 状	総合 5 位を決定の際に出陣回数に応じた年功加算点を加算
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永年出陣してきた団体への評価・奨励である。</li> <li>・ 特に変更の要望もないので現状維持でよいのではないか。</li> <li>・ 永年の功労を顕彰で対応してはどうか。</li> <li>・ 奨励の意味で設けている年功加算点と年賞額授与は当面現状通り継続すべき。</li> <li>・ 現在運行団体協議会にて行っている出陣 5 年ごとの周年表彰を実行委員会から行ってはどうか。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年功加算点は現状通りとする</li> <li>・ 現在運行団体協議会で行っている出陣 5 年ごとの周年表彰を実行委員会で行う 子供ねぶた・地域ねぶたの表彰についても協議する</li> </ul>

### 運行・跳入加算点

現 状	6 日・7 日の運行点数を次年度運行点数へ加算
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行団体側としては運行・跳入の次年度への持ち越しは良く思っていない。</li> <li>・ 6 日・7 日の運行を引き締めるためにはあった方がよい。</li> <li>・ 現状の加算点は点数の差が小さいので、ルール違反の抑止力にならない。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行加算点は現状通りとする</li> </ul>

賞の名称

		賞 名	額	盾
現 状	総合賞	ねぶた大賞	特大	団体・制作者
		知事賞	大	団体・制作者
		市長賞	大	団体・制作者
		商工会議所会頭賞	大	団体・制作者
		観光コンベンション協会会長賞	大	団体・制作者
	部門賞	最優秀制作者賞	大	制作者
		運行・跳入賞	中	団体
		囃子賞	中	団体
	その他	海上運行	中	団体
			合 計	
全団体に年賞額（中サイズ）				
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねぶた大賞をねぶた本体が1番の制作者に与えれば良い。</li> <li>・ ねぶた本体が一番良いものを田村磨賞としてはどうか。</li> <li>・ 最優秀制作者賞より大賞の方が注目される。総合賞がねぶた本体だけで決まっているように思われている。</li> <li>・ 昨年からやっと総合賞と認識され始めてきている。今後も総合賞と部門賞の違いをPRしていくことが大事だ。</li> <li>・ 平成16年度に奨励委員会で奨励事項について協議した結果、総合賞については現状のままにすることとなり、部門賞の制作賞はわかりにくいので最優秀製作者賞に名称変更し、広くPRすることとした。</li> <li>・ ねぶた大賞より田村磨賞の方が良いのではないかと。最優秀制作者賞より個人名や青森に関連する名称の方が良いのではないかと。</li> <li>・ 現状は問題ない。ねぶた大賞は定着してきたし、最優秀制作者賞は昨年変更したばかりなので今後もPRし続けるべきだ。</li> <li>・ 賞をもらうのは団体であり、ねぶた本体だけ良いのであれば祭りは墮落してしまう。</li> <li>・ 表彰式で総合賞の盾を制作者に授与しているのはおかしい。</li> <li>・ 総合賞は団体のみに授与することによって「最優秀制作者賞」のステータスが上がる。</li> <li>・ 制作者の賞を増やせば良いのではないかと。（3名程度）</li> <li>・ ねぶた制作点数順位1位～3位に与え重複しても繰り上げすべきではない。</li> <li>・ 制作者の励みになるよう、1人でも多くの制作者を讃えたい。</li> </ul>			

対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賞の定義を積極的にPRする</li> <li>・ 受賞者を明確にするために、団体の部と制作者の部を分ける</li> <li>・ 総合賞は団体だけに盾を授与する</li> <li>・ 「最優秀制作者賞」の他に「優秀制作者賞」を設ける</li> <li>・ ねぶた制作点数上位5位の中から上位3名の制作者を優秀制作者賞に決定し、その中で最高点の制作者を「最優秀制作者賞」とする</li> </ul>			
	賞 名		額	盾
	団体の部			
	総合賞	ねぶた大賞	特大	団体
		知事賞	大	団体
		市長賞	大	団体
		商工会議所会頭賞	大	団体
		観光コンベンション協会会長賞	大	団体
	部門賞	運行・跳人賞	中	団体
		離子賞	中	団体
	制作者の部			
	最優秀制作者賞		大	制作者
	優秀制作者賞(2名まで)		ナシ	制作者
	合 計			
	全団体に年賞額(中サイズ)			

## 審査点数配分

現 状	ねぶた 60% ・ 運行跳人 25% ・ 囃子 15%
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数の話し合いで決める部分があっても良いのではないか。</li> <li>・ 少人数の話し合いであっても、結局は個人の感性に捕らわれる。ある程度人数をオーソライズするのであれば20名ぐらいの点数制が適当ではないか。</li> <li>・ 点数制は誰が見ても明確で、傾向が点数で現れている。僅差であっても点数制であるからみんな納得できている。</li> <li>・ 話し合いは声の大きい人が勝つ。人数が多い方が統計学的に、公平である。</li> <li>・ 総合点の点数配分によって、ねぶた本体の順位と総合の順位が違うことがある（例：本体2、3位が大賞など）ので、今の点数配分で良いのか。</li> <li>・ 点数配分はねぶた100%でも良い。無理なら運行の配分を15%、ねぶた70%にしてはどうか。</li> <li>・ 祭りはねぶた本体だけではない。最優秀制作者賞が海上運行しているし、ねぶた祭がどうあるべきかを考えると現状でよい。</li> <li>・ 運行団体側は粗暴ハネトの整理に追われ、自分たちのハネトをきれいに見せる余裕はないので、運行跳人の配分を下げたい。</li> <li>・ 毎年運行の整理をせずだらだらしている団体があり、後ろの団体に迷惑をかけ時間を遅らせる原因になっている。運行の配分を下げると危険。</li> <li>・ 運行の点数配分を下げると努力していない団体がますます努力しなくなり、祭り全体が良くなる。</li> <li>・ ねぶた本体のみで賞を決めると制作者が偏ってしまう。</li> <li>・ 運行跳人の基準を新たに設け、減点基準があれば配分はこのままでよい。</li> <li>・ 総合賞と部門賞の違いを理解しておらず、「ねぶた大賞」がねぶた本体の一番評価の高いねぶたと誤解している人が多い。更に配分については、一般の観覧者だけでなく運行団体関係者でさえも理解していない人が一部いるので、配分の割合を周知徹底する。</li> </ul>
対 策 方向性	点数配分（ねぶた 60% ・ 運行跳人 25% ・ 囃子 15%）は現状通りとし、配分を積極的にPRする

事前審査

現 状	1日16:00より全ねぶたを視察している
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には視察しているだけで、採点はしていない。</li> <li>・ 団体によってプレゼンの上手さが違うので、不公平感がある。</li> <li>・ 前夜祭時は正面からしかねぶたを見ることが出来ない。制作者としては動いているねぶたを審査して欲しい。</li> <li>・ 前夜祭時の通路は一般の人で混雑しているし、団体も受入体制が整っていないので審査に適さない。</li> <li>・ 事前審査のあり方について再考すべきだ。</li> </ul>
対 策 方向性	・ 事前審査は取り止めし、審査員の自由な観覧とし、団体からのPRはしない

審査場所

現 状	<p>基本的には特定していないが、各自での場所の確保が困難なので、事務局で2ヶ所用意している</p> <p>(平成18年度)</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査席を設けていると審査席の方ばかりにねぶたが行くので、向かい側の席から苦情がある。</li> <li>・ 審査席を特定した方が、ねぶたは1回転と決められるのでスムーズに運行できる。</li> <li>・ 場所を特定せずに、移動しながら審査する日があっても良いのではないか。</li> <li>・ 自由な場所だと人混みの中で採点が困難だ。</li> <li>・ ねぶたが回転する場所に審査席を設ければよいのではないか。</li> </ul>
対 策 方向性	・ ねぶたが必然的に回転する曲がり角などに審査席を設けるよう検討する

### 3) 審査結果発表

現 状	5日深夜 ラッセランド内に掲示 運行団体・報道関係者へFAX  6日14:30～ 表彰式 審査結果の発表・講評 受賞団体・受賞者に盾と額の授与
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員長の講評が必要。報道関係者からの質問に答える場があるべき。</li><li>・ 講評は先ず関係者に伝わるべき、マスコミでも発表すればなお良い。</li><li>・ 6日に審査結果発表すると盛り上がるが、海上運行の準備が間に合わないのでは物理的に無理である。</li><li>・ 6日の表彰式前に大賞受賞団体と、最優秀制作者を同席させた記者会見を行ってはどうか。</li></ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6日に表彰式と記者会見を行い、大賞受賞団体と、最優秀制作者を同席のもと審査員長から講評を行う</li></ul>

#### 4) 後継者育成

現 状	<p>1) ミニねぶたの制作・展示</p> <p>2) 金魚ねぶた教室</p> <p>3) 金魚ねぶた指導者育成教室</p> <p>4) 囃子講習会の実施          会場の確保が困難</p> <p>5) 子供囃子発表会の実施</p>
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 囃子講習会は市や運行団体が実施しており、囃子方は増加している。</li> <li>・ ねぶた制作者の現状は11名で19台のねぶたを制作している（私たち・愛好会・自衛隊を除く）内訳は11名中5名が2台以上制作している。年齢内訳は57～59歳の7人で12台制作、43歳～47歳の4人で7台制作を制作している。</li> <li>・ 後継者の育成は時間的・経済的にも厳しい。ねぶた制作をしながら他の収入があるのが理想的だが難しい。その中で50代の7名中2名がねぶた制作を専業としている。</li> <li>・ 弟子はスタッフとして重要な位置づけ。師匠は2、3台制作してないと弟子を持つのは経済的に厳しい。</li> <li>・ 最低10年間は弟子として制作に携わらないと大型は制作できない。</li> <li>・ ねぶた制作の期間は仕事が出来ないのでサラリーマンはねぶた師になりづらい。</li> <li>・ もの作りの後継者育成を目的とした雇用促進事業の補助金を利用し、平成16年から3年間ミニねぶたや中型ねぶたを制作しながら弟子に技法を伝授した。（3年で終了）</li> <li>・ 現在のミニねぶた制作者で大型を制作出来る人はまだいないが、その時には団体の協力が必要。弟子に譲りたいと相談しても賞の関係上団体からはすぐ変更を許可されない。</li> <li>・ ねぶた師としてはもっとねぶたを制作したい。出陣台数が増えるのは仕事が増えるので嬉しい。</li> <li>・ 10年前は後継者不足を危惧していたが、今は数だけの話だとねぶた師が多すぎる。今のところ将来的にも心配はない。</li> <li>・ 地域ねぶたなどの制作者を対象にレベルの高い講習会を開催し、技術を教えてあげたい。中級者を育てる技術を伝達したい。</li> <li>・ 現在後継者が数人育っていて、近い将来(2、3年後)にねぶた師不足になることはない。</li> <li>・ 後継者育成としては現在のミニねぶた制作を継続実施するべきだ。</li> </ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者育成は重要な課題なので現在の事業を継続実施する</li> <li>・ 事業は伝承育成委員会が担う</li> <li>・ ねぶたミュージアムの中に後継者育成のための講習会会場を設けるよう要望していく</li> </ul>

## 【 6 】 市民並びに観光客の受入対応について

<p>現 状</p>	<p>運行コースの約33%の歩道に 1 日13300席の有料観覧席を設置 毎年 4 日、 5 日は満席状態</p> 
<p>主なる意見</p>	<p>道路管理者・警察からは「点字ブロックをあけて欲しい」、観覧者からは「キャブの上の高StackSizeは高齢者には高くて危険」「StackSize席が窮屈」という意見から歩道・車道を一体化した新観覧席案が事務局から提案され議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新観覧席は歩道の点字ブロック周辺をあけることが出来るし、歩行者の歩くスペースも広く確保できる。</li> <li>・ 新観覧席方式は、概算で 1 日 1 8 0 0 0 以上の方が収容できる予定である。</li> <li>・ 限られた歩道スペースの中に実行委員会の観覧席、事業所の席、出店、歩行者のスペースがあるので実行委員会の観覧席を車道に出したい。</li> <li>・ まだまだ問題はあるが、フリースペースが増え、歩道が広がる。</li> <li>・ 地元の方が観覧できる場所も増えることは良い。</li> <li>・ 新観覧席では観客がねぶたを身近で見れるし、団体も身近で見せる事が出来る。運行側も面白いし緊張感が出てくる。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 0 1 0 年度の新幹線開業時には観光客が急増すると考えられるので個人対応型の安全で分かりやすく見やすい観覧席を検討すべき</li> <li>・ 歩行者の安全と円滑な車両通行を念頭に、青森ねぶたの魅力を最大限に享受できる観覧席のあり方について、警察・道路管理者・関係機関と協議をすすめる</li> </ul>



## 【7】祭りの賑わいづくりについて

<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節目の年などに市制100周年のような子供ねぶたの自由運行ができないか。</li> <li>・ 若者を対象にしたよさこいラッセラーの様な自由に踊らせるお祭り広場を設けてはどうか。</li> <li>・ 9時に終了するのは市民も観光客も満足度が足りない。祭り終了後、柳町通りに大型ねぶたを2台程度展示し、ねぶたの余韻を感じてもらってどうか。</li> <li>・ 柳町通りのねぶた展示は、安全のためにガードマンが必要だし、団体の協力も必要。</li> <li>・ ミュージアムが出来たらラッセランドと連携をとったイベントの仕掛けを作ってはどうか。カラス問題があるかもしれないが、10時くらいまで祭りの余韻が欲しい。</li> <li>・ 実験的に1台だけ、1日だけでも柳町通りに大型ねぶたを展示し、研究してはどうか。</li> <li>・ ねぶた期間中にねぶた関連の映画祭やシンポジウムがあっても良いのではないか。</li> <li>・ 宿泊、交通機関が確保できないのがネック。</li> </ul>
<p>対策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供ねぶたの自由運行を検討していく</li> <li>・ 祭り終了後の帰路のコースの有効活用を検討していく</li> </ul>

## 【 8 】ねぶたミュージアムについて

主なる意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 囃子講習会の場所の確保と講師の育成が必要。</li><li>・ 大太鼓も数台常備し、市民や観光客が叩けるような場所が必要。</li><li>・ 大型ねぶたの展示は絶対必要。</li><li>・ 大賞や最優秀制作者賞などを受賞したステイタスのあるねぶたを展示すべき。</li><li>・ ねぶた祭のスケールをいかに工夫して伝えるかが大事。大きさの制約の無いシンボリックな大きなねぶたを展示するとインパクトがあり良いのではないか。</li><li>・ 制作過程の展示も必要。</li><li>・ ねぶた全体の映像の中に動きのある本物のねぶたを加えると一体感が伝わる。</li><li>・ ミニチュアで各製作工程を分けて展示するのは可能だが、通年で製作過程を見せるのは不可能。</li><li>・ 祭りに親しんでもらうため、子供達を対象に面作りなどをしたい。</li><li>・ 五所川原では常駐職員がいて市の予算で1年に1台作り、市民や観光客に紙貼りをさせて喜ばれている。</li><li>・ ねぶたの殿堂という意識が大事。案内所や貸衣装、着付けなどねぶたのすべてがわかる場所にしてほしい。</li><li>・ ねぶただけでなく、三味線や手踊りなど青森の文化が楽しめる場所にしてほしい。</li><li>・ 飲食店やねぶたグッズショップなどトータルでミュージアムという機能が理想。</li><li>・ ねぶたの興奮やエネルギーを伝えるため、迫力ある映像でねぶたを見せる空間が必要。</li><li>・ 仲間同士で金魚ねぶた作りや送り絵の紙貼りなど制作体験できる仕掛けが必要。</li><li>・ 祭りの雰囲気味わう為、大映像、音響、大型ねぶた、囃子を大きな部屋にまとめ、時間になったら皆で跳人体験できればよい。</li><li>・ 椅子の配置も決まりきった劇場型の並びではなく、昔ながらの町内ねぶたの座り方で雰囲気を出すのも良い。</li><li>・ ミュージアムの要素をおさえる事が大事。調査研究機能を高めてほしい。</li><li>・ 日本海側の風流系の明かりを使った祭を紹介しながら、その中でもねぶたが一番だという展示をしてほしい。</li><li>・ 青森ねぶたが日本全国に広がり各地で開催されているというスケールの大きさをうまく展示してほしい。</li></ul>
-------	---

<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねぶたと共通するルーツを持った全国のまつりサミットを行える場所にしてほしい。</li> <li>・ 壁を白くし大きなスクリーンとして映像を流し、メインのねぶたを展示するのに加え、天井から武者や虎が飛び出してくるようなインパクトのある造りにしてほしい。</li> <li>・ 近年は参加型が人気であり、存続しているので常時ねぶた祭が体験できる場所が望ましい。</li> <li>・ 資料については何でも集めておいて数人の専門員をおき保管や整理をしておく事が必要。</li> <li>・ ねぶたの殿堂という名人位コーナーが必要だが名人位の基準が必要。制作者に限らずねぶたの先達を掘り起こして検証していても良いのではないか。</li> <li>・ ミュージアムとは喜び、青森賛歌。市民こそって何かをやる場面を作ってほしい。例えばねぶたの時の笑顔の写真を壁一面に張るとか。</li> <li>・ ねぶた終了後の空きスペースを活用し、ミニねぶた等により子供達に楽しさを味合わせる場所。</li> <li>・ 地域団体や市民が活用でき、市民が支えていると感じる場所。</li> <li>・ 運行団体の横のつながりが持てる場所。</li> <li>・ 制作者同士が交流し技術研鑽が出来る場所。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「展示機能」と「アーカイブ機能」を併せ持つと共に「後継者育成の拠点」となるよう、有効活用の方策について出されたさまざまな意見を行政側へ提示した</li> </ul>

## 【 9 】 その他

### 1 ) ねぶた特区

<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空きマンションを活用し、観光客へ宿泊場所を提供が出来ないか。</li> <li>・ 2日、3日だけや200名だけなどの人数制限、家族だけ、オートキャンプ・車だけなど宿泊だけでも実験的にやってみてはどうか。</li> <li>・ 不動産業者の空きマンションや企業の宿舍など検討したが、使用後のクリーニングや値段・門限・セキュリティーなどの問題で折り合いがつかなかった。</li> <li>・ 少人数だけ試験的に実施し、その後特区申請をしてはどうか。</li> <li>・ ねぶたコースの信号機や感知器を整備してもらいたい。</li> <li>・ ねぶたの高さ、要望先などを関係機関の事務方と協議し実施したい。以前にも予算的に厳しいので早めに申請した方が良いと言われた。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特区以前に管理問題が多く困難。検討が必要</li> <li>・ 次回のリニューアル時に信号機・感知器を可動式に変更してもらうよう道路管理者へ要望する</li> </ul>

### 2 ) ラッセランド

<p>現 状</p>	<p>平成4年度から青い海公園へ全団体集約 平成18年度テント生地を更新したが、次回更新時は鉄骨も更新が必要 制作者の駐車場の確保が困難</p>
<p>主なる意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テントの耐用年数は7年なので、平成26年にすべて新しいテントに替えたい。平成23年から検討委員会を設け1年間協議し平成24年に青森市へ予算要求し、平成26年に供用開始としたい。</li> <li>・ ねぶたの高さを何mまでにするのかによって小屋の高さも変わってくる。</li> <li>・ 関係者の駐車場の確保、お客様の安全、ゴミ問題、解体作業の混雑など問題が沢山ある。</li> </ul>
<p>対 策 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年には検討委員会を立ち上げ、ねぶたミュージアムの状況を勘案し協議していく</li> </ul>

### 3) 花火大会・海上運行

現 状	平成16年度から花火大会有料観覧席を設置 (新中央埠頭 H16～、青い海公園H17～) 5台のねぶたを海上運行
主なる意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海上運行費用の一部を花火大会の売上げから一部負担できないか。</li><li>・ 海上運行台数をもう1、2台増やしたいが、費用がかかる。団体側も100万円程度の出費となる。</li><li>・ ねぶた祭と花火大会は一体化なので花火実行委員会に交渉してはどうか。</li></ul>
対 策 方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、海上運行台数の増加を検討する</li></ul>

## 青森ねぶた祭保存会規約改正案

原文

改正案

(目的)

第1条

青森ねぶた祭保存会は、文化財保護法に定める重要無形民俗文化財の指定を受けた「青森のねぶた」の保護団体として、青森ねぶた祭(以下「祭」という)を次の世代へ誇りを持って引き継ぐよう、青森市が制定した「青森ねぶた祭保存伝承条例」とともに、健全で良好な姿で保存及び伝承するために必要な事項を定め、もって市民文化の向上と本市観光の振興発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条

会の名称は、「青森ねぶた祭保存会」(以下「本会」という)と称す。

(名称)

第1条

会の名称は、「青森ねぶた祭保存会」(以下「本会」という)と称す。

(目的)

第2条

本会は、文化財保護法に定める重要無形民俗文化財の指定を受けた「青森のねぶた」の保護団体として、青森ねぶた祭(以下「祭」という)を次の世代へ誇りを持って、健全で良好な姿で保存伝承すると共に、祭の発展に寄与することを目的とする。

(保存会の責務)第3条

本会は、祭のあり方及び発展について広く意見を取り入れ研究し、青森市及び青森ねぶた祭実行委員会、関係団体や個人に対し、必要な意見及び勧告・指導・助言・提言を行う。

## 添付資料

### (保存伝承の基準)

#### 第4条

本会は、祭の保存伝承に関し、次の事項を定義する。定義内容については別途定める。(別紙参照)

(1) ねぶた本体について

(2) 囃子について

(3) ハネトについて

(4) 衣装について

(5) 運行形態について

(6) 顕彰について

(7) その他ねぶたに関すること

2. 前項各号の定義を変更する場合は、特別委員会による審議を経て、本会の議決により定める。

### (組織及び定数)

#### 第3条

本会は、祭の主催者及び有識者など、祭に精通し高い識見を有する者で組織し、青森市、青森商工会議所、社団法人青森観光協会の推薦による委員をもって構成する。

2. 前項の委員の定数は、10人以内とする。

### (任期)

#### 第4条

委員の任期は、2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (責務)

#### 第5条

本会は、第1条の目的を達成するために次の事項を推進する。

(1) 祭の保存伝承に関わる事項

ア ねぶたの制作技術の研究

### (組織及び定数)

#### 第5条

本会は、祭に精通し高い識見を有する者で組織し、青森市、青森商工会議所、社団法人青森観光コンベンション協会の推薦による委員をもって構成する。

2. 前項の委員の定数は、10人以内とする。

### (任期)

#### 第6条

委員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- イ 囃子の普及・振興
- ウ 囃子、運行、跳人など、祭に携わる者の衣装等の認定
- エ 地域及び子供ねぶたの普及・振興
- オ 後継者の育成
- (2) 祭の運行形態に関する事項
- (3) ねぶたの遠征(祭を除き、国内外を問わず運行、公演、展示等をもって公開する行為)に関する事項
- (4) その他祭の振興発展に必要な事項

2. 前項各号の施策に必要な事項は、委員会の議決を得て会長が別に定める。

(意見及び勧告・指導・助言)

第6条

本会は、祭の保存伝承に関し、青森市及び青森ねぶた祭実行委員会・関係団体・個人に対し、必要な意見及び勧告・指導・助言を行い、祭が健全で良好な姿で保存及び伝承されるよう努めるものとする。

(役員)

第7条

本会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選任)

第8条

会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(顧問)

第9条

本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委員会の承認を得て委嘱する。

(役員)

第7条

本会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選任)

第8条

会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(顧問)

第9条

本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が本会の承認を得て委嘱する。



(部 会)

第10条

会長は、本会の円滑な運営を図るため、委員会の議決を得て、専門部会を置くことができる。

2. 部会に関し、必要な事項は委員会の議決を得て会長が別に定める。

(会 議)

第11条

本会の会議は、年1回の定例会及び必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2. 本会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3. 本会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第12条

本会の事務局を青森観光協会内に置き、事務局長には青森観光協会専務理事があたる。

(附 則)

本規約は昭和54年1月20日より施行する。

(附 則)

本規約は平成13年4月19日より施行する。

(特別委員会)

第10条

会長は、本会の円滑な運営を図るため、本会の議決を得て、特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会に関し、必要な事項は本会の議決を得て会長が別に定める。

(会 議)

第11条

本会の会議は、年1回の定例会及び必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2. 本会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3. 本会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第12条

本会の事務局を社団法人青森観光コンベンション協会内に置く。

(附 則)

本規約は昭和54年1月20日より施行する。


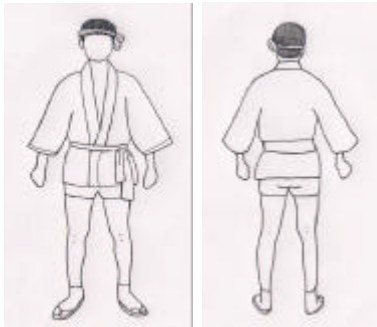
(附 則)




本規約は平成13年4月19日より施行する。

(附 則)

本規約は平成 年 月 日より施行する。

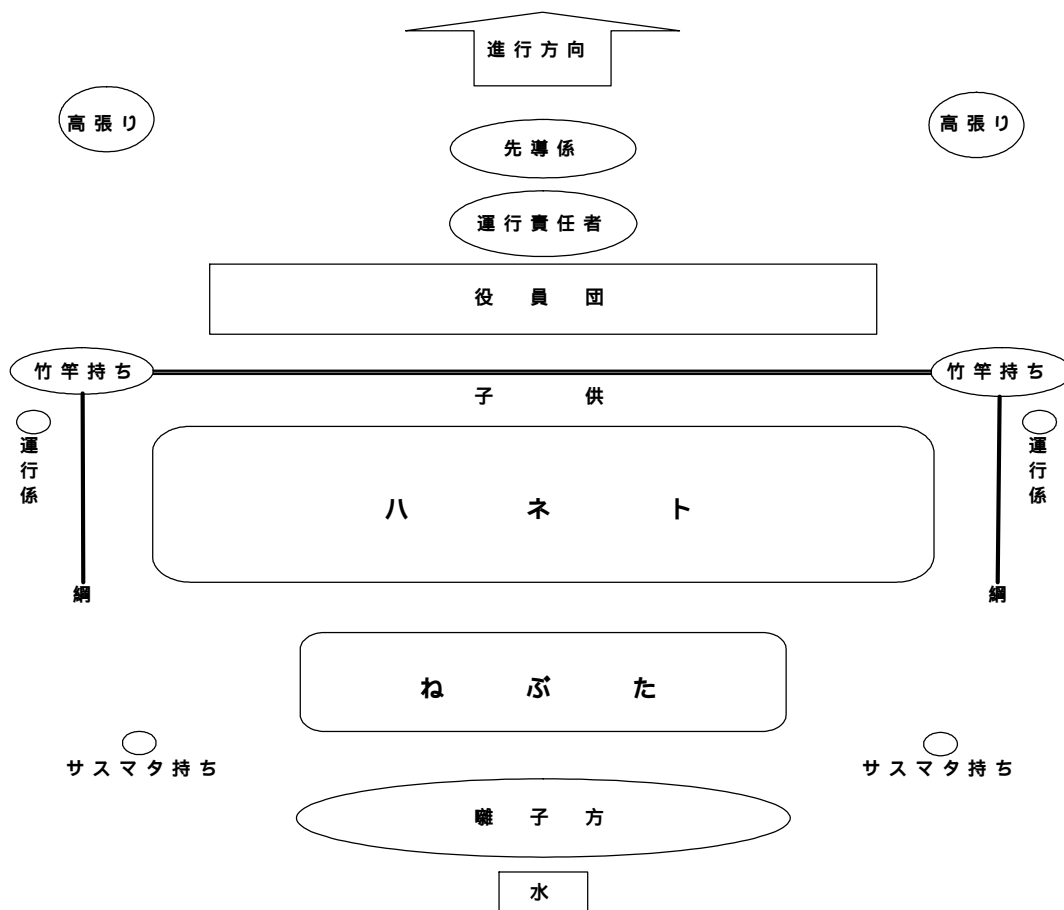
## 青森ねぶた祭保存伝承の基準(案)

( 1 ) ねぶた本体	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・組みねぶたであること。</li> <li>・燈籠であり、中から明かりをとす。</li> <li>・木材、竹、針金等の骨組みに紙を貼り、彩色する。</li> <li>・燈籠の外部から照明をあてない。</li> <li>・灯りが点滅しない。</li> <li>・機械力で動くものでない。</li> </ul>	
( 2 ) 囃子	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・囃子は雨天中止、雨上り再開、集合、小屋出し、出発準備、進行、小休止、大休止、戻り、小屋入れなどとする。</li> <li>・囃子の構成は太鼓、笛、手振り鉦とする。</li> <li>・進行囃子は七節とする。</li> </ul>	
( 3 ) ハネト	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハネトは囃子に合わせて「ラッセ・ラッセ・ラッセ・ラッセ」や「ラッセラー・ラッセラー・ラッセ・ラッセ・ラッセラー」の掛け声をかけながら自由に踊り跳ね、円滑な運行に協力し、祭りを華やかにし活気づける役割を持つ。</li> </ul>	
( 4 ) 衣装	
<p>《 先導役・運行責任者・役員団 》</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴衣衣装で花笠の代わりに背笠を付け、手には手持ち提灯を持つ。</li> <li>・頭には豆絞りを巻き、足には白足袋、草履を履く。</li> </ul>
<p>《 引き手・高張り提灯持ち・竹竿持ち・運行係・サスマタ持ち 》</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丈は腰下くらいの半纏を着用し、しごきを身につけ、頭には豆絞りを巻く。</li> <li>・足には足袋、草履を履く。</li> </ul>

<p>《 扇子持ち 》</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丈は膝がでる位の半纏を着用し、どんぶり、またひき、帯、頭には豆絞りを巻く。</li> <li>・足には足袋、草履を履き、笛と扇子を持つ。</li> </ul>
<p>《 囃子方 》</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丈は膝がでる位の半纏を着用し、どんぶり、またひき、帯、頭には豆絞りを巻く。</li> <li>・足には足袋、草履を履く。</li> </ul>
<p>《 ハネト 》</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴衣は白地を基調とし、鈴を付ける。 赤、黄、水色、ピンクの色を使用した、たすき、しごき、おこしを身につける。</li> <li>・足には白足袋、草履を履く。</li> <li>・頭に花笠をかぶり、しごきの先にはガガシコをつける。</li> </ul>

( 5 ) 運行体形及び各役割

《 基本運行体形 》



- ・先導係は手持ち提灯の合図により役員団の進行速度を調整し、前のねぶたとの間隔を空けないよう円滑な運行を図る。
- ・高張り提灯持ちは団体の最前列左右に位置し、団体名の表示並びに最前線を表す。
- ・運行責任者は運行に関するすべての責任を負い、運行が円滑にできるよう指示をだす。
- ・役員団は団体の役員などで構成し、隊列を整え、手に提灯を持ち歩く。
- ・竹竿持ちはハネトの最前列で竹竿を持ち、ハネトの進行が乱れないよう管理する。
- ・運行係はハネトの進行が乱れないよう周りにつき管理する。
- ・サスマタ持ちは運行コース内の電線、街路樹の枝などが、ねぶたの運行の障害になった場合、サスマタにて障害を回避する。
- ・曳き手は前ねぶたの台車、ねぶたの台車、囃子の太鼓台車、水樽を積んだりヤカーなどを人力で動かす。
- ・扇子持ちは曳き手に指示を与え、躍動感あるねぶたの動きを演出する。
- ・囃子の役割はねぶたの動きに合わせ、ねぶたを引き立たせる事を目的とする。また、ねぶたの熱狂的な雰囲気醸し出す役割も担っている。

## 青森ねぶた祭実行委員会会則改正案

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会は、青森ねぶた祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する

#### (目 的)

第2条 本会は、国指定重要無形民俗文化財である青森ねぶた祭（以下「ねぶた祭」という。）の健全且つ円滑な運営を図るとともに、本市の観光宣伝及び地域経済、文化の振興に寄与することを目的とする

#### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)ねぶた祭の企画運営に関する事業。
- (2)ねぶた祭に必要な施設の設置及び管理に関する事業。
- (3)ねぶた祭の推進、発展に必要な調査研究に関する事業。
- (4)その他本会の目的達成に必要な事業

#### (事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり毎年3月31日で終わる。

### 第2章 組 織

#### (構 成)

第5条 本会は青森市、青森商工会議所、(社)青森観光協会、その他の関係団体及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。

#### (構 成)

第5条 本会は青森市、青森商工会議所、(社)青森観光コンベンション協会、その他の関係団体及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。

## 添付資料

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 実行委員 35名以内
- (4) 監事 3名

### (役員を選任及び任期)

第7条 実行委員長は、(社)青森観光協会会長をもってあてる。

- 2. 副実行委員長及び実行委員は、本会構成員の中から実行委員長が委嘱する。
- 3. 監事は、実行委員長が委嘱する。
- 4. 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5. 職務上において実行委員となっている者については、任期途中で異動があった場合残任期間は、後任者をもってあてる。

### (役員の職務)

第8条 実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があったときは実行委員長に代わり会務を統括する。
- 3. 実行委員は、本会の事業を遂行するために必要な事項を審議する。
- 4. 監事は、実行委員会の財務を監査する

### (委員会及び構成)

第9条 本会に、次の委員会を置き、必要に応じて委員会の中で班を編成することができる。

- (1) ねぶた祭総務委員会
  - (2) ねぶた祭奨励委員会
  - (3) ねぶた祭運行委員会
  - (4) ねぶた祭渉外委員会
  - (5) ねぶた祭海上運行委員会
2. 各委員会は、第5条に定める構成員をもって組織する。

### (役員を選任及び任期)

第7条 実行委員長は、(社)青森観光コンベンション協会会長をもってあてる。

### (委員会及び構成)

第9条 本会に、次の委員会を置き、必要に応じて委員会の中で班を編成することができる。

- (1) ねぶた祭総務委員会
- (2) ねぶた祭伝承育成委員会
- (3) ねぶた祭審査委員会
- (4) ねぶた祭運行委員会
- (5) ねぶた祭渉外委員会
- (6) ねぶた祭海上運行委員会

## 添付資料

(委員会の職務)

第10条 各委員会の職務については、次のとおりとする。

ねぶた祭総務委員会

- 1.ねぶた祭実行委員会の予算、決算に関する事項
- 2.ねぶた祭のPRに関する事項
- 3.ねぶたラッセランドに関する事項
- 4.ねぶた祭前夜祭に関する事項
- 5.ねぶた祭フィナーレフェスティバルに関する事項
- 6.ねぶた祭の推進、発展に必要な調査、研究に関する事項
- 7.その他、他の委員会に属さない事項

ねぶた祭奨励委員会

- 1.ねぶた祭各賞の審査及び決定に関する事項
- 2.ねぶた制作者及び囃子方の育成に関する事項
- 3.町内ねぶたの運行に関する事項
- 4.奨励金に関する事項

ねぶた祭運行委員会

- 1.ねぶた運行コースに関する事項
- 2.ねぶたの運行スケジュールに関する事項
- 3.ねぶた祭先導役員団の誘導に関する事項
- 4.大型ねぶたの誘導及び運行に関する事項
- 5.子供ねぶたの誘導及び運行に関する事項
- 6.ねぶた祭の記録に関する事項

ねぶた祭渉外委員会

- 1.ねぶた祭県内外観光客の総合案内に関する事項
- 2.ねぶた観覧席に関する事項
- 3.ねぶた祭パンフレットに関する事項
- 4.ねぶた祭コースの清掃、美化に関する事項

(委員会の職務)

第10条 各委員会の職務については、次のとおりとする。

ねぶた祭総務委員会

- 1.ねぶた祭実行委員会の予算、決算に関する事項
- 2.ねぶた祭のPRに関する事項
- 3.ねぶたラッセランドに関する事項
- 4.ねぶた祭前夜祭に関する事項
- 5.ねぶた祭の推進、発展に必要な調査、研究に関する事項
- 6.その他、他の委員会に属さない事項

ねぶた祭伝承育成委員会

- 1.後継者育成に関する事項
- 2.奨励に関する事項
- 3.ねぶた資料の収集、保管に関する事項

ねぶた祭審査委員会

- 1.審査に関する事項
- 2.顕彰に関する事項

5.ねぶた祭期間中の駐車場、交通輸送に関する事項

ねぶた海上運行委員会

1.ねぶた海上運行に関する事項

(委員長等の選任)

第11条 各委員会の委員長の選任は、実行委員長の指名とする。

2.各委員会の副委員長及び委員は、委員長が推薦し実行委員会の承認を得ることとする。

(委員長等の任期)

第12条 各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

委員長 1名

副委員長 4名以内

委員 若干名

2.委員長は、委員会の議長となり会務を総括する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、実行委員会、各正副委員長会議及び各委員会とする。但し、実行委員長が必要と認めたときは、各正副委員長合同会議を開くことができる。

(会議の招集)

第14条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集する。

2.各正副委員長会議及び各委員会は、必要に応じて各委員長が招集する。



## 第4章 事 務

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために、事務局を(社)青森観光協会に委託する。

2. 事務局は、必要に応じて青森市及び青森商工会議所の協力を求めることができる

3. 事務局及び事務処理に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

## 第5章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第6章 名誉大会長、名誉副大会長、顧問及び参与

(名誉大会長)

第18条 青森市長を本会の名誉大会長とする。

(名誉副大会長)

第19条 実行委員会に名誉副大会長を若干名おくことができる。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問及び参与を若干名おくことができる。

2. 顧問及び参与は、実行委員長が委嘱する。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために、事務局を(社)青森観光コンベンション協会に置く。

第7章 補 則

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は実行委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成5年9月9日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成6年6月29日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成9年3月27日から施行する。

## 青森ねぶた祭審査実施要綱改正案

原文

改訂案

(平成18年7月21日現在)

## 【1】基本理念

青森ねぶた祭は、郷土愛に燃える青森市民によって育まれてきた民俗伝統行事として、昭和55年、国から「重要無形民俗文化財」の指定を受けた。

このことによって、将来とも継承保存してゆくべき国民的文化財としての意義を有するものである。したがって、青森ねぶた祭の奨励については、この貴重な文化財を活用し、情緒豊かな地域社会づくり、観光産業の振興並びに経済の活性化に寄与することを基本とする。

## 【2】内容

1. ねぶた祭の審査に関する事。
2. ねぶた祭の後継者育成に関する事。
3. ねぶた祭の奨励金に関する事。

## 【3】審査

## 1. 審査員の構成

## 1) 奨励委員 20人以内

構成：祭主催団体、報道機関、学識者など、ねぶたに精通した有識者。

任期：任期はその年の6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。

但し、再任は妨げない。

選任： 委員長は、青森ねぶた祭実行委員会委員長が指名する。  
副委員長、委員は、奨励委員長が指名し、実行委員会の承認を得る。

## 【3】審査

## 1. 審査員の構成

## 1) 審査委員 25人以内

構成：祭主催団体、報道機関、有識者の中で、ねぶた又は芸術に造詣の深い者。

選任： 委員長は、青森ねぶた祭実行委員会委員長が指名し、実行委員会の承認を得る。

副委員長、委員は、審査委員長が推薦し、実行委員会の承認を得る。

2) 一般審査員 10人以内

構成：文化団体、国際交流団体などからの推薦者。

任期：任期はその年の6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。

但し、再任は妨げないが最長2年間とする。

選任：一般審査員については、奨励委員会が選出する。

2) 一般審査員 20人以内

構成：文化団体、国際交流団体などからの推薦者10名以内及び一般公募の

20歳以上の青森市民10名以内

任期：任期はねぶた祭期間中とする。

選任：一般審査員については、審査委員会  
が選出する。

2. 選定等級・基準・方法

1) 大型ねぶた

賞の位置づけ

イ. 総合賞

ねぶた大賞：ねぶたの制作を主体に、運行・跳人、囃子など、総合的に最も優れている団体に与えられる賞。

知事賞：ねぶた大賞に次ぐ賞。

市長賞：知事賞に次ぐ賞。

商工会議所会頭賞：市長賞に次ぐ賞。

観光コンベンション協会会長賞：商工会議所会頭賞に次ぐ賞。(永年の功労を加味する。)

ロ. 部門賞

最優秀制作者賞：ねぶたの制作が最も優れている制作者に与えられる賞。

運行・跳人賞：伝承性ある運行と、跳人の衣裳・躍動感・かけ声等による集団のまとまりが、最も優れている団体に与えられる賞。

囃子賞：ねぶたの囃子が最も優れている団体に与えられる賞。

ハ. その他

海上運行：ねぶた祭に対する貢献度などを勘案し、運行団体が推薦し、奨励委員会で協議し決定する。

賞の位置づけ

賞名	内容	
団体の部		
総合賞	ねぶた大賞	ねぶたの制作を主体に、運行・跳人、囃子など、総合的に最も優れている団体に与えられる賞。
	知事賞	ねぶた大賞に次ぐ賞。
	市長賞	知事賞に次ぐ賞。
	商工会議所会頭賞	市長賞に次ぐ賞。
	観光コンベンション協会会長賞	商工会議所会頭賞に次ぐ賞(永年の功労を加味する。)
部門賞	運行・跳人賞	伝承性ある運行と、跳人の衣裳・躍動感・掛け声等による集団のまとまりが、最も優れている団体に与えられる賞。
	囃子賞	ねぶたの囃子が最も優れている団体に与えられる賞。
制作者の部		
最優秀制作者賞	ねぶたの制作が最も優れている制作者に与えられる賞。	
優秀制作者賞	最優秀制作者賞に次ぐ賞。2名まで。	

審査方法

イ. 奨励委員

総合賞各賞については8月1日（前夜祭）に事前審査を実施するとともに8月2日～5日の4日間で2日以上連合運行に参加したねぶたを審査する。

各審査員は、評価基準の評価点数によって団体ごとに審査期間中採点を行い、ねぶた大賞・知事賞・市長賞・商工会議所会頭賞については、結果を集計し高点順に決定し、同点の場合は話し合いにより決定する。

観光コンベンション協会会長賞については、採点順位5位～9位までの中から、永年の功労を加味（別表1）して決定する。

但し、運行・跳入賞については、審査期間を2日～7日迄とし、6日～7日迄の得点（別表2）を次年度の得点に加算する。

（別表1）

年 功 加 算 表	点 数
1年から10年まで	2点
11年から20年まで	4点
21年から30年まで	6点
31年から40年まで	8点
41年から50年まで	10点
51年以上	12点

（別表2）

A（上位8位まで）	5点
B（9～16位）	3点
C（17位～25位）	1点

イ. 審査委員

審査期間は8月2日～5日までとし、4日間で2日以上連合運行に参加したねぶたを審査する。

各審査員は、評価基準の評価点数によって団体ごとに審査期間中採点を行い、ねぶた大賞・知事賞・市長賞・商工会議所会頭賞については、結果を集計し高点順に決定し、同点の場合は話し合いにより決定する。

ねぶた制作、運行のルールに違反した場合は審査対象外、または減点とする。

減点基準は別途協議

最優秀制作者賞、運行・跳人賞、囃子賞についても、評価点数にそって各委員が採点した結果を集計し、最高点の団体に決定し、同点の場合は話し合いにより決定する。

最優秀制作者賞、運行・跳人賞、及び囃子賞については、1賞1団体とし、ねぶた大賞他総合4賞との重複受賞を妨げない。

審査場所は特定しない。審査場所は各自自由な場所において審査する。

## □．一般審査員

各賞については、8月1日（前夜祭）に事前審査を実施するとともに、8月2日～3日の2日間を審査期間とし、各自自由な審査場所において審査する。

審査場所は特定しない。

各審査員は、団体ごとに審査期間中採点を行い、4日までに採点表を提出し、その評価点数の2分の1を加算する。

ハ．以上の基準に基づいて審査を行うが、次年度以降について、変更等を含め見直すことが出来る。

## 審査業務の対応

イ．奨励委員の中から3名の立会人を置くものとする。（県・市・NHK）

ロ．採点表は各審査員の記名式とする。

ハ．集計はコンピューター一括処理とする。

ニ．最終審査会（8/5）については、報道機関に限り公開する。

## 受賞団体への協力要請

ねぶた大賞、知事賞、市長賞、最優秀制作者賞、海上運行の5台は、海上運行に参加するものとする。

但し、最優秀制作者賞、海上運行が総合賞

最優秀制作者賞、運行・跳人賞、囃子賞についても、評価点数にそって各委員が採点した結果を集計し、最高点の個人及び団体に決定し、同点の場合は話し合いにより決定する。

最優秀制作者賞、運行・跳人賞、及び囃子賞については、1賞1個人及び1団体とし、ねぶた大賞他総合4賞との重複受賞を妨げない。

## □．一般審査員

審査期間は8月2日～5日の4日間とする。

各審査員は、団体ごとに審査期間中採点を行い、5日祭り終了後に採点表を提出する。集計時は評価点数の2分の1を加算する。

ホ．8/6に記者会見・表彰式を行う。

上位3賞と重複した場合は、商工会議所会  
頭賞、観光コンベンション協会会長賞の順  
で繰り上がって参加する。

2) 子供ねぶた

賞の位置づけ

奨励賞：合同運行に参加し、ねぶた祭の伝  
統の伝承と、後継者育成に貢献し  
た団体に与えられる賞。

審査方法

審査を行わず、祭期間中合同運行に参加し  
た全団体に奨励賞を与える。

【4】後継者等の育成

1. ねぶた制作

講習会の開催（通年）

育成会など、団体に対する指導、及び運営  
に対する援助

2. 囃子

講習会の開催（通年）

各団体に対する指導、及び運営に対する援  
助

3. 跳入

着付・跳方養成教室の開催

着付・跳方PR用のビデオ制作・広報

着付・跳方コンテストの開催

子供・女性・中高年跳人の奨励

4. その他ねぶた祭に関すること